

○代謝及び残留に関する審査ガイダンス（令和5年3月30日付け4消安第7147号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後			現行		
<p>第2 基本的な考え方</p> <p>農薬の登録審査においては、<u>消費者庁</u>において食品中の残留農薬を評価し、食品衛生法に基づく規格基準（以下「残留基準」という。）を設定する際に必要となる農薬の使用基準（GAP）に則った試験成績等について、以下に示した事項を確認することとする。</p>			<p>第2 基本的な考え方</p> <p>農薬の登録審査においては、<u>厚生労働省</u>において食品中の残留農薬を評価し、食品衛生法に基づく規格基準（以下「残留基準」という。）を設定する際に必要となる農薬の使用基準（GAP）に則った試験成績等について、以下に示した事項を確認することとする。</p>		
<p>第3 試験方法及び審査について</p> <p>I. (略)</p> <p>II. 作物残留</p> <p>1.・2. (略)</p> <p>3. ほ場試験（試料調製）</p> <p>(1) 供試農作物</p> <p>① (略)</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 収穫部位に処理する使用方法の場合は、代表的品種のほかに、重量に対して表面積比率が高い品種、処理後の果実肥大が小さい品種等を含めることが望ましい。<u>例えば、食用花は作物により形状や大きさが様々であるため、供試農作物は重量に対する表面積の比率が高く、残留濃度が高くなると想定される食用なでしこ又は食用プリムラを選定することが望ましい。また食用ぎくを供試する場合は、農薬の残留分布をより適切に把握するため、大きさの異なる複数品種を供試することが望ましい。</u></p> <p>② (略)</p> <p>表3 他作物の試験成績で代替可能な場合とその試験例数</p>			<p>第3 試験方法及び審査について</p> <p>I. (略)</p> <p>II. 作物残留</p> <p>1.・2. (略)</p> <p>3. ほ場試験（試料調製）</p> <p>(1) 供試農作物</p> <p>① (略)</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 収穫部位に処理する使用方法の場合は、代表的品種のほかに、重量に対して表面積比率が高い品種、処理後の果実肥大が小さい品種等を含めることが望ましい。</p> <p>② (略)</p> <p>表3 他作物の試験成績で代替可能な場合とその試験例数</p>		
作物名	試験供試農作物	試験例数	作物名	試験供試農作物	試験例数

(略)	(略)	(略)
みょうが (茎葉)	みょうが (花穂)	2 例以上
とうもろこし (子実)	飼料用とうもろこし (子実)	2 例以上
飼料用とうもろこし (子実)	とうもろこし (子実)	2 例以上
「果樹類」に含まれる中作物群又は小作物群	使用方法等から残留しないことが明らか場合は、当該作物群に含まれる 1 種類の作物。	2 例以上

③ (略)

(2) (略)

(3) 農薬の使用法

(略)

① 農薬を希釈した散布液を適用農作物に直接散布する使用法の場合、散布液の有効成分濃度が担保されていること。ただし、無人航空機による散布等、高濃度の散布液を少量散布する使用方法については、投下量により判断する。

②～④ (略)

(4) (略)

(5) その他

①・② (略)

③ (略)

表 4 作物残留試験の実施要件

(略)	(略)	(略)
みょうが (茎葉)	みょうが (花穂)	2 例以上
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
「果樹類」に含まれる中作物群又は小作物群	使用方法等から残留しないことが明らか場合は、当該作物群に含まれる 1 種類の作物。	2 例以上

③ (略)

(2) (略)

(3) 農薬の使用法

(略)

① 農薬を希釈した散布液を適用作物に直接散布する使用法の場合、散布液の有効成分濃度が担保されていること。ただし、無人航空機による散布等、高濃度の散布液を少量散布する使用方法については、投下量により判断する。

②～④ (略)

(4) (略)

(5) その他

①・② (略)

③ (略)

表 4 作物残留試験の実施要件

供試農作物	(略)
(略)	(略)

4. (略)

5. 試験結果

(1) (略)

(2) 飼料用に利用される作物

家畜代謝試験及び／又は家畜残留試験の結果から推定される畜産物中の農薬の最大残留濃度が残留基準に適合すること、又は内閣総理大臣が定める人の健康を損なうおそれのない量を超えないこと。畜産物中の推定残留濃度の算出はVI. 畜産物（家畜）残留の方法を用いる。食用作物でもある場合は（1）も満たすこと。なお、作物残留試験の結果が定量限界未満である場合は、飼料を通して畜産物に定量限界以上の残留が認められることはないと考えられるため家畜代謝試験及び家畜残留試験の提出を除外できる。

6.・7. (略)

Ⅲ. 後作物残留

1. (略)

2. 試験結果

(1) (略)

① (略)

② (略)

注1：食品衛生法第13条第3項の規定に基づき内閣総理大臣が定めた量。0.01 ppm。

供試作物	(略)
(略)	(略)

4. (略)

5. 試験結果

(1) (略)

(2) 飼料用に利用される作物

家畜代謝試験及び／又は家畜残留試験の結果から推定される畜産物中の農薬の最大残留濃度が残留基準に適合すること、又は厚生労働大臣が定める人の健康を損なうおそれのない量を超えないこと。畜産物中の推定残留濃度の算出はVI. 畜産物（家畜）残留の方法を用いる。食用作物でもある場合は（1）も満たすこと。なお、作物残留試験の結果が定量限界未満である場合は、飼料を通して畜産物に定量限界以上の残留が認められることはないと考えられるため家畜代謝試験及び家畜残留試験の提出を除外できる。

6.・7. (略)

Ⅲ. 後作物残留

1. (略)

2. 試験結果

(1) (略)

① (略)

② (略)

注1：食品衛生法第13条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定めた量。0.01 ppm。

IV. ～VII. (略)

IV. ～VII. (略)

附則

本通知は、令和6年4月1日から施行し、本通知による改正後の「代謝及び残留に関する審査ガイダンス」の規定は、令和6年4月1日以降に行われる農薬の登録申請において提出される資料について適用する。